

## 地域密着型サービスにおける運営推進会議の取り扱いについて

令和3年5月  
健康福祉部介護高齢福祉課

「新型コロナウイルス感染拡大防止に係る地域密着型サービス運営推進会議の取り扱いについて」（令和2年4月20事務連絡）において、新型コロナウイルス感染症流行期における運営推進会議の開催について伊賀市の方針を示しています。

（通知では令和2年5月末までとしていますますが、現在も延長しています）

通知では、感染症拡大防止のため、対面による会議を中止し、報告事項等を構成員に書面で報告することで開催に替えることができるとしておりますが、中止したにもかかわらず書面での報告がなされていない事業所が見受けられます。

「伊賀市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」において、地域密着型サービス事業所は2月（6月）に1回以上、運営推進会議において活動状況を報告することとなっており、開催しないことは運営基準違反であり、指導の対象となることもあります。対面による運営推進会議が開催できない場合も構成員に対して活動状況を報告してください。

### 伊賀市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 （地域との連携等）

第59条の17 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

4 （略）

5 （略）

※認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護においては同条を準用する。

※定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては「介護・医療連携推進会議」を設置しなければならない。（同条例第39条）